

Ⅲ－２１

パラスポーツ委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、パラスポーツの振興とパラリンピックへの貢献を目的として、次の業務を行う。

- (1) パラスポーツの医科学的サポートに関する事
- (2) パラスポーツの医科学研究に関する事
- (3) パラスポーツの広報と普及に関する事
- (4) その他、本文の目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長又は副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。

令和7年1月25日より施行する。